

社会福祉法人 藤井寺市社会福祉協議会
評議員の費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人藤井寺市社会福祉協議会定款第10条の規定に基づき、評議員の費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(費用弁償)

第2条 評議員が、その職務のため、評議員会に出席したときは、別表1により費用を弁償する。

(改廃)

第3条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

別表 (第2条関係)

費用弁償の額	日額 3,000円
--------	-----------